

掛川市立西郷小学校 いじめ防止対策基本方針

2022/03 改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる。どの児童も被害者にも加害者にもなり得る」という基本認識に立ち、本校児童が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることができることを願い、「西郷小学校いじめ防止対策基本方針」を策定した。

(2) いじめとは(定義)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法：第1章 総則 第2条)

- ・以前の定義の「一方的・継続的・深刻な苦痛」という要素はなくなったことを認識する。

(3) 基本的な考え方

① いじめを生まない、許さない学校づくり

<いじめに対する子どもたちの認識や対応方法を指導する>

子どもたちがいじめについての認識や対応方法を理解するために、全ての教育活動を通して、いじめを絶対に許さないことを自覚するように指導助言をする。

- ・人権意識（安心・自信・自由）の向上と学級の自浄力の育成

② 情報を得やすく、いじめから児童を守ることができる環境づくり

<いじめの情報を得やすい環境づくり>

周囲の子どもたちが、いじめについて知っていながらも言えない、という状況にしないために「言ったら自分がいじめられる」等の不安をとりのぞく声掛けをする。情報提供をした児童の行いを認め、情報提供がいじめに発展することがないように長期的に見守る。

- ・毎月のアンケート調査（にこチェック）の実施
- ・情報提供＝自他の人権（安心・自信・自由）を守る勇気ある行動として価値づける。

<いじめの兆候に早期に気づき、迅速に対応できる職員集団づくり>

まずは、職員が「いじめをゆるさない」「一刻も早くいじめられている子に寄り添い守る」という立場を堅持する。また、いじめの兆候がないか絶えず危機感を持ち、いじめの情報に対して迅速に対応できる職員集団を目指す。いじめられた子どもが1日でも早く安心して学校生活を送ることができるように、組織的に対応し解消後も見守る。

③ いじめの認知件数「0」に関しては疑いの目をもち、調査や裏付けの確認のもとに、日々の児童の人間関係や心の状態の把握に努める。また、些細な事案でも「いじめ」として認知する方向で対応する。

2 未然防止や早期発見のための対策

(1) 未然防止のための取組

「いじめはどんな理由があろうと絶対許されない行為」という認識で、どの子にもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての児童に向けて指導をする。

- ・毎月定期的に児童へのアンケート（にこチェック）を行い、児童の心の状態を把握する。
- ・道徳教育、人権教育（自他の「安心・自信・自由の権利」を守る）の充実
- ・学級経営の充実（学級のルールを守る・規範意識の向上・「きらきらアクション」の充実
- ・相談できる雰囲気と体制作り、一人ひとりの表情やいじめのサインに注意
- ・授業規律（学びの6か条）の共通化・実践（できたことをほめていく）
- ・わかる授業・充実した楽しい授業づくり（自己肯定感・共感的人間関係づくり）
- ・実態に応じて「人間関係づくりプログラム」を活用する
- ・「いじめ0強化週間（心ぼかぼか週間）」の実施（5月・9月・1月）

学級活動、道徳、朝・帰りの会などで、いじめ未然防止に関する授業や取組を行う

例：学級活動：正しい言葉遣い、人間関係づくりプログラムを活用する

学級の諸問題の解決やルールづくり（自浄力を育てる）

道徳授業：生命尊重・公平公正を主題として、いじめを取り上げる

朝活動・帰りの会：「きらきらアクション」コーナーの充実、ソーシャルスキルトレーニング

アンケート（いじめ・なやみ・困ったことなど）

にこにこ言葉・ちくちく言葉を出し合う

いじめ問題あるいは友情・信頼などの本の読み聞かせ

放課後：教育相談 ・声かけ

など

- ・情報モラル教育を実施
- ・「アンガーマネジメント」指導
- ・特別な支援を必要とする子への配慮
- ・担任・スクールカウンセラー等による面談

(2) 早期発見のための取組

- ・毎月のアンケート調査（にこチェック）の実施と該当児童への聞き取り（指導・助言）
アンケートを実施する際、親や担任に気を遣ったり自分のプライドを守ったりするために、いじめられている事実を隠したり我慢したりすることは、更に自分を傷つけることになってしまふこと。報復行為を恐れて、友達がいじめられているのを見て見ぬふりをするのもいじめに加担する行為であることを児童に伝える。また、勇気をもって「いやだ」「にげる」「そうだん」の3つの道具でいじめに立ち向かい、自他を守るように啓発する。

※毎月、25日頃に実施する。結果は、学級担任月例報告として、生徒指導主任に報告する。

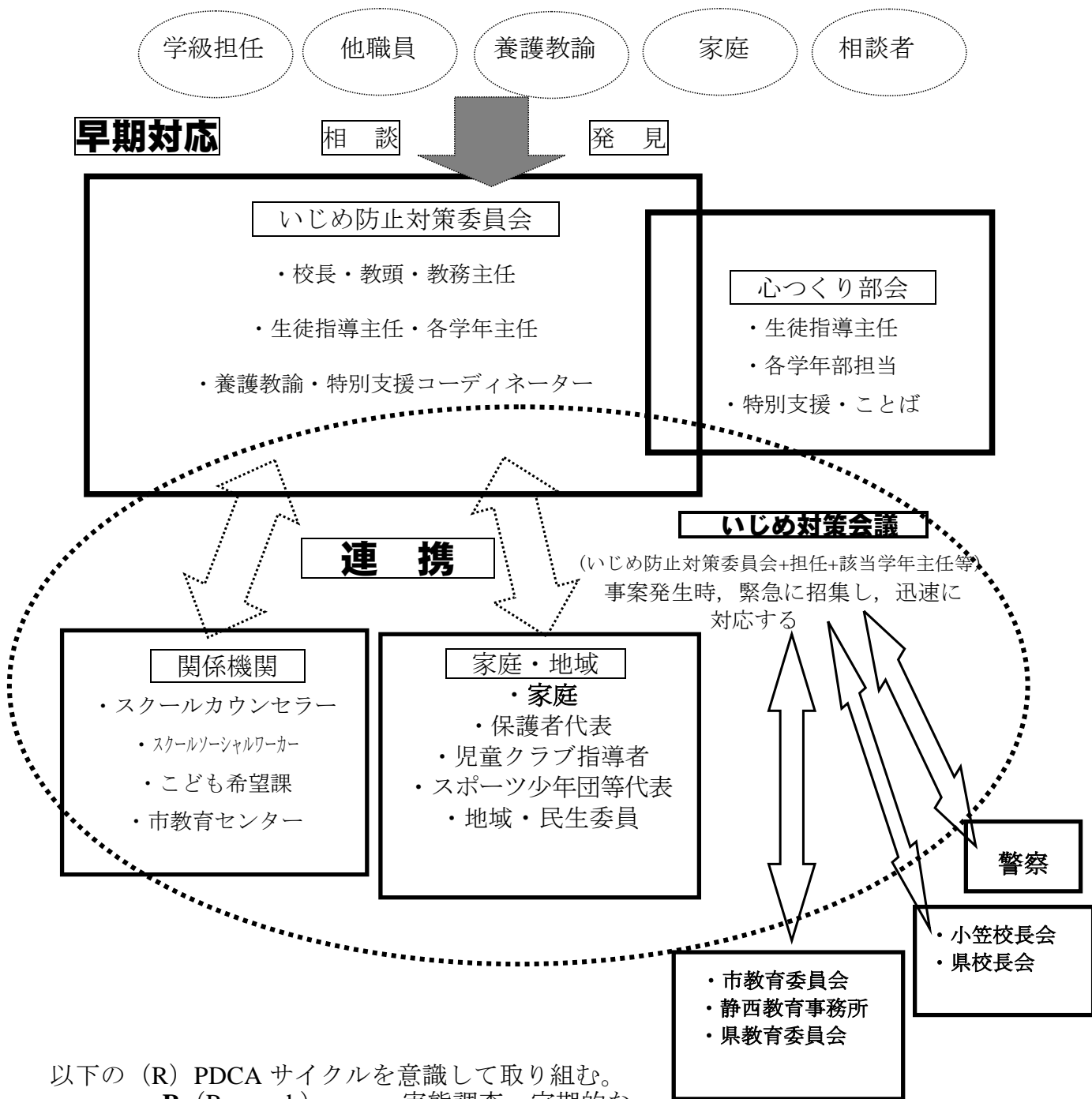
※訴えがあった児童の聞き取り・指導を丁寧に行い、解決に繋げるようにする。聞き取り内容は、にこチェックに記載し、次月のチェック時に確認したり、指導に生かしたりする。

※訴えがあった児童のにこチェックを、学級担任月例報告とともに生徒指導に提出する。

※高学年（4・5・6学年）は、インターネット（LINE等）上のトラブルも把握する。

- ・出欠確認時の観察（表情、声の大きさ、態度等）
- ・日常生活における認知（差別的な行為の有無、上下関係を感じさせる言動、文章表現、等）
- ・教員間による情報の共有（早期対応）
- ・校内巡回等を通じた子どもの観察
- ・担任・スクールカウンセラーによる面談の実施
- ・毎週の「打ち合わせ」および、「心づくり部会」、「子どもを語る会」での情報交換
- ・教育相談・面談を実施し、いじめ等に関する情報の早期把握
- ・児童クラブやスポーツ少年団等・民生委員などとの連携による情報共有

(3) 対応の流れ（学校体制）



以下の (R) PDCA サイクルを意識して取り組む。

- R (Research)・・・実態調査、定期的なアンケート調査、解消後の見守り
- P (Plan)・・・基本方針、事案への対応方法の確認
- D (Do)・・・いじめ防止対策に則した早期対応、迅速な報告・連絡・相談
- C (Check)・・・対応方法や基本方針に関しての点検、評価
- A (Action)・・・対応方法や基本方針の更なる改善

重大事態への対応

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめの場合
- (2) 欠席の原因がいじめと認められ、児童が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、一定期間連続して欠席している場合
- (3) 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合

上記に当てはまる重大事態の場合は、直ちに市教委に報告し、判断を仰ぎ協力して対応する

3 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制について

- ① いじめを認知・通報を受けた教職員は直ちに学級担任、学年主任、生徒指導主任、教頭へ報告する。報告されたいじめ事案についてはすべて「いじめ防止対策委員会」へ報告し、必要に応じて緊急対応会議（いじめ対策会議）を行い、情報を共有の上、概要把握・事実確認・連絡・連携等の対応をする。
- ② 該当児童への保護者へも速やかに連絡を入れ、把握した事実と今後の対応について適宜連絡を取り合う。

(2) 聴き取り調査と記録について

- ① 事実関係と問題行動の背景の確認をするために、被害者と加害者、周囲の児童から聴き取り調査を行う。
- ② 聴取の際には、事前に聴取に当たる職員とその人数や聴取を行う場所等について、入念な計画を立てた上で実施する。（児童が一番話をしやすい環境のもと、複数の聴取を並行して実施する。）
- ③ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。（校務支援ソフト：日々の様子に記録する。いじめの関する情報を学級経営、班編成、学級編成等に生かす。）

(3) いじめ被害者への対応について

- ① いかなる理由があっても、いじめられた児童の人権を最優先することを児童とその保護者へ伝える。
- ② 担任を中心に児童が話しやすい教職員が対応にあたり、不安な点を聴取し、解決策を検討する。
必要に応じて養護教諭やカウンセラーとの面談を行えるようにし、被害児童の心のケアに努める。
- ③ 迅速かつ的確に対応するために、組織として対応する。
- ④ 被害児童の立場に寄り添った支援を心がけ、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除くことを最優先させる。
- ⑤ 今後の生活で、加害児童との接触が困難な場合には、必要に応じて別室学習をさせる等の措置を取る。
- ⑥ 心のケアについては、被害児童にとって信頼できる者が連携し、スクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。

(4) 加害児童への指導

- ① いじめは、基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではないことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ② 家庭訪問や電話連絡等により、保護者に対して事実と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者への助言を行う。
- ③ いじめに及んだ背景について理解し、心の中にある悩みや苦しみを十分に受け止め、加害児童に対しても心のケアを行っていく。

(5) 周囲の児童への指導

- ・ 「いじめを受けている子」、「いじめている子」の2つの立場だけでなく、周囲の児童に関しても「はやし立てたりおもしろがったりする行為（観衆）もいじめである」「見て見ぬ振りをする行為（傍観者）もいじめに加担している」という認識を持たせる必要がある。
- ① いじめを目撃して、はやしたり、見て見ぬふりをしたりする傍観者的存在をなくし、勇気をもって正しい行動を取るこそ、正義であることを理解させる。
 - ② いじめは人間として決して許されるものではないという認識が全ての児童にいきわたるように、学校教育活動全体を通してあらゆる機会に伝えていく。

4 いじめの「解消」の判断と対応

【いじめが解消している状態】（以下の2つを満たしている必要がある）

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、3か月以上継続していること
- ②被害者本人及び保護者に対し、面談等で被害者本人が心身の苦痛を感じていないと認められること

【解消後のケア】

- ・いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを認識し、被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。
- ・担任は、日常及び毎月のにこチェック等を利用し、以前のトラブルに関して、「あれからどう？今は大丈夫？」等、該当児童に声を掛けて長期的に見守り、完全に解消した場合は、生徒指導主任に報告する。また、校務支援ソフト：日々の様子（生徒指導）にも、解消について記述する。
- ・生徒指導主任は、いじめの事案について長期的に見守り、解消まで担任に声を掛けたり管理職へ報告したりして経過を見守る。（3か月後に、月例報告にて市へ報告）